

五鈴館 中之切町  
 すい七 宇治大橋前  
 角屋 全  
 いと九 今在家町

この家の主人は、關西で有名な畫家、磯部百鱗翁で、矢張、昔の御師の家筋である。宇治の旅館は大抵五十鈴川に濱して、清流軒下を洗ひ、神路山、鼓ヶ岳の翠微、欄にせまつて、山氣清く、山田の旅館の賑かさ、騒々しさに比して、之は幽邃で、洒灑で、雅趣に富んで居ることはいふまでもない。

以上は凡の點に於て、先づ最たるもので、この以外に多數あるが、そは到底枚擧するに違ない次第。此に、宇治山田町の旅館の名物として、一つ注意したいのは、舊式即ち昔の御師時代の餘風として、兩宮に神樂を奉奏した旅客に限り、神樂後と稱して、七五三の膳部を饗應する式例があること。調理の様子は、普茶料理と會席料理と混淆した様な、一寸訝なものである。今、神風館で、式例として出す献立を大略下に記して置かう。

式正本膳 生盛膳 中置飯 汁御酒 坪平器

同二ノ膳 大猪口 中置 茶碗 二ノ汁 橋物  
 同三ノ膳 榮葉盛 三ノ汁 大鳥吸物 精進吸物  
 重引 大盃 海老船盛

伊勢の御師

維新前の  
旅館

伊勢の御師は丁度高野山の坊の様なるものを伊勢の祠官が兼ねて居たので、全國に各御師受持の檀家があつて、毎年大麻や曆の頒布をなし、其初穂を貰ふので、又其檀家の人々が參詣の時は、他館へ泊る事を許さなかつた。それで維新前迄は各御師の中、數百人を宿せしめるに足る程の大厦を構へ、奴婢數十人も抱へ、餘程繁盛なものも在つて、凡そ山田に許りで五百軒、宇治に二百軒位もあつた。のみならず、此御師は幕府から兩宮の大麻を、其家で製造する事や、大々神樂を屋内で奉奏する事やの外に、種々の特權を得て居たから、神宮に奉仕する禰宜神主等と同じく、土地の籍紳を以つて目されて居たものである。併し現今の御師は、麻曆頒布の特權が、維新の變革と共に廢止されるし、旅客は普通旅館に泊ると云ふので、維持する事が能きなく、多く廢滅した中に、現存して居るのは皆旅人宿となつて何々太夫と以前の名義のみを存じて居るばかり。

守治山田の料理店

(和) 高等料理并會席

五二會館

尾ノ上町

(和、洋)

麻吉

中ノ町

(和)

與可樓

八日市郷町

(和) 中階樓

かげもよく匂もよかしおぼる夜の月と花との中間の宿

度會正克

吸霞園

一志久保町

(全上)

戸田屋

新道

(同) 藝妓屋

徳春亭

久米種

古市

(同) 藝妓屋

秘りかた處

荒木屋

古市

(同、同)

奥文

下中之郷 (停車場より北五町)

(鰻屋)

その先は奉行職として徳行を積みし家、縣下有名の鰻屋。

聚芳樓

古市

(料理、藝妓屋)

醉月亭

田嶋屋新道

(全)

村田屋 全

(牛肉店)

鮮庄 全

(鶏肉店)

鮮健 岡本町

(鮮屋並輕便料理)

對岳樓 俣町

(鮮屋並會席料理)

松鮮 古市

(全上)

(宇治)

鮮久 中之切町(水月樓)

(料理)

此處で、料理專業としては、この家一軒であるが、その一軒なるが故に、有名なのみでなく、料理の手際にあつて、確かに水月樓の聲譽を維持すとの會道樂者の語。最後に名物として、是非紹介しなくてはならないのは、古市の金麩六のうどんである。丸き雪の如く白き、太きうどんに、墨よも黒い醬油を十滴程、プツかかた風流さ、都人は何と思はれるであらうか知らぬが、伊勢では此うどんを生前に、食はないでは、死んで閻魔に叱責されると云つて居る位。そして其分毫が、いかに澤山で、いかな難好の人でも、三杯とは遣り切れないであらう。

伊勢みやげ

時雨蛤

しぐれはまぐり

桑名郡桑名町の附近から、三重郡東富田及び富田一色に到る間の海濱一帯に産する蛤で製へるので、この蛤は同じ伊勢でも他郡の産と異つて、殻が大きくて肉が多く、而かも鹹味が少ない。今日では桑名の時雨蛤と一口に云ふが、昔は東海道五十三次、金紋挾箱街道の松並木に隠見する頃、富田の焼蛤と云つて、名高かつたものである。それは此邊一般に松毬を焼いて、之を炙り旅客に售つたので晋子其角の句に、  
はまぐりの焼れてなくやはとゞぎす

これ位頌揚せられた焼蛤が、移り變る世は又さまざまで、エンサカホイの駕昇の掛聲は百足のやうな汽車と變り、富田は中學の健兒が世界となつて、焼蛤の名聲は甚だ歌はれず、時雨蛤獨り得意となつた。その製法は未嚙を布袋に盛り、其汁を熬煮して蛤の肉を煮、これに山椒又は薑を和したもので、近い桑名市中に聞いた所から桑名の名物として名を知られた。現今では、製法も進歩して罐詰とし、博覽會等に出品して益々名聲販路を擴めた。そして時雨といふ名のもとには、每年秋晏深う暮れて、木々の紅葉も地に委し、人目も草も枯れし初冬の頃、伊吹風の北風寒く、風情ありげに霽雨の降る時

白魚

節から、専ら製造する例なので、さる好事者が雅名を撰んで名けたと云ふことである。

時雨蛤に次で記すべきは白魚で、これは名の如く、白うて恰も玉水の如く、淡味なるは諸鮮中に又ない特質である。其産する海面は、桑名から四日市の間、海上三里許りで、其界に俗稱横マクラと呼ぶ所がある。是から東は尾州、西は伊勢となつて、而も尾張の部面には少しも産せず、木曾川の流れ落ちて河水と潮水との分界に、最も多く生ずる。互寒の候、立網又は前搔器と稱する漁具を用ひて獲るので、一網に大概二斛ばかりの漁獲は容易であるとのこと。其名物として四方に喧傳せられたことは、桑名郡赤須賀の海邊に、白魚塚のあるのでも察すべしで、此處に桃青庵芭蕉の句碑が立つて居る。

白魚や水より白き事一寸

ばせを

萬古焼

伊勢の名産として、内外共に販路廣く、各地に賞用せられるのは、萬古焼である。此起原は頗る古く、瀬戸焼の元祖尾張の人、加藤景正が、宋から陶器の製法を齎した時とも云ふが、今稽ふる所では磁器の製法を明に學んで、唐津の工人に傳へた伊勢の人、祥瑞の遺業であるらしい。その陶器は、主として淡泊の意匠であるが、頗る雅致に富んで居る

處から、世に高評を得たので。産地は四日市附近の海邊、一帯の地で、年々の産額は益々發達するさうだ。

阿漕燒

津市の名産として、津緞子、茄子、團扇等あつて、津緞子は随分名高かつたものであるが、今は其俵を殘すのみで、決して殷盛ではない。名を遠近に知られ又特産として數ふるに足るは阿漕燒である。其名稱は名にしふ阿漕ヶ浦に因んだもので、質の堅牢なると、

風雅の趣あるは、蓋し今日の隆盛を致した原由であらう。

神路燒 神路山に因んだやさしい名物。

伊勢蝦

伊勢には、古來その國名を冠したものが多し、伊勢雄踏、伊勢曆、伊勢壺、伊勢船、伊勢櫻の類で、伊勢蝦も亦其一である。伊勢海老の事は、書いた物も少くないが、林道春の庖丁記などにも、既に記して居る。産地は一志郡の海面を指すが、大なるものは、重

に志州から來るので、昔から伊勢を通じて、東師の方へ送りこしたから、遂に此名が附

せられたもので、尾州へは志摩から直接に送るから、同じ伊勢蝦でも、志摩海老と稱し

て居る。

つばやの煙草入

本舖を、池部某といひ、度會郡稻木社の東隣に住したので、又いなぎの煙草入ともいふ。

壺屋とはその屋號で、今は宇治の中之切に店を開いて居る。祖先の代から菅笠桐油合羽

等を製造するを業とし、終に桐油で、紙煙草入を作ることを發明した。其の年代詳でないが、古い狂詠に「夕立やいせの稻木の煙草入ふるなる光るつよいかみなり」といへば

餘程古いものであらう。當時の製は、頗質素であつたが、近年に及んで、意匠を凝し、

精巧美麗の品を出すに至つた。共進會博覽會等の内外國に開ける毎に、之を出品し、い

つゝも審査官の好評を博し、賞牌を贈られ居る。凡、南勢の地方で、紙煙草入を製ぐ家

は、必壺屋の記號商標を掲げるので、然せないときは、往來の旅客、顧みる者もないと

云ふ次第。

萬金丹

萬金丹といへば、野間氏の朝熊萬金丹の事と早合點するが、之れは名勝案内の部に辨じ

てある通り、野間氏家傳の外に、秋田遺方萬金丹と稱するのが、櫻木町にあるので。勿

論その勢力は到底野間氏のに匹敵する事は出來ぬが、何れも、土産としては、手軽で、

重、土地のものでも、必ず他郷への土産とする相である。

この他、宇治山田の名産では、宇治の赤福餅、川崎の蒲餅、尾上町の山がた屋の生姜糖、最も有名なもので、此外に、神路山の榊箸、榊盃、二見の貝細工等所謂伊勢土産の玩弄品位であらう。

山田物産の概括

- 半紙 春慶塗漆器 傘 壺屋紙糞入 合羽紙 張皮籠 河崎庖丁 塗箸 木箸 宇治炭
- 貝細工 鍮詰 鯨の垂れ 鮑粕漬 青海苔
- 三重縣下の物産
- 時雨蛤 白魚 漆塗盆 萬古焼 生絲 菜種油 染形紙 布海苔 鹿尾菜 刻荒布 和布
- 鯉節 眞珠 伊賀土瓶 阿漕焼 椎茸 松阪木綿 葉煙草 團扇 清酒 一志米
- 醬油 味噌 油滓 瓦 西洋紙 紡績綿絲 製藍 足袋 木炭 木材 煮干 鱒 石花菜

以上の物品の過半は、五二會館の商品陳列所、及び其他各商店で販賣して居る。

伊勢と人物

此の國は古來から人物の輩出した土地であつて、伊勢ッ子が常にお國自慢の最とする所

である。

(漢學者)として

- 齋藤拙堂 津阪東陽 石川之聚 土井贅牙 猪飼敬所 竹川竹齋 村瀬栲亭 川村竹坡 奥田三角

(國學者)として

- 本居宣長 本居春庭 谷川士清 荒木田麗女 出口延佳 殿村常久 橘守部 足代弘訓 生川春明 御巫清直 屋代弘賢 春澄善細 橘南谿あり。

(俳句者)として

- 荒木田守武 大淀三千風 杉田望一 中川乙由 樽良 園女

(武家)として

- 北條早雲 平忠盛 清盛を初め平氏の一門北畠の一門及び伊勢三郎義盛 細野藤教 瀧川勇利 垂水廣信 關萬徹 木造具康

(僧)として

- 夢窓國師 圓戒國師 (畫家)として

釋月僊 藤堂涉雲 山田青谷

(書家)に

中川天壽

(陶器家)に

祥瑞五郎大夫 有節

(刀鋸家)に

村正

(素封家)に

三井宗竺

の輩實に枚擧に遑あらずで、此他紀實之、山田長政等も伊勢の出身と思はれて居る。また現在の伊勢ツ子で、人物と云はれる人はと問へば、

(陸軍界)に

立見大將 中村中將(雄次郎)

(政治家及び官吏)として

尾崎行雄 鈴木充美 栗原亮一 加藤増雄 藤田四郎 福原瞭治郎

諸氏の如き、此の外に村山龍平 大谷嘉兵衛 加太邦憲 宮崎道三郎 仁保龜松諸氏

の如き、數へ来れば尙ほ十數人は得られるであらう。素封家の多い事は、全國で其比を見ざる所で、江戸ツ子がグツと力瘤を入れたつても、東京の中心日本橋京橋の大通りの大半は、伊勢ツ子に占領せられて居るのである。今現在の素封家を列擧して見れば、

桑名に 諸戸清六 貝塚卯兵衛

四日市に 九鬼紋七 三輪楢作

津に 田中治郎左衛門 川喜田久太夫 中條瀨平

松阪に 小津清左衛門 小津與右衛門 及び長井 長谷川の二家、此外各地方での素

封家といふ者は實に指を屈するに遑なき程である。

風 俗

一、御木曳

上世は心御柱の料を、外宮の御山で採つたのであるが、料材が終を告げたので、野後の南山阿曾の御袖山で採る事になつたが、其後大杉山で採ることとした。寶永の頃か

ら、大杉山と木曾山と隔番に採つた。而るに、大杉山の方は宮川の水少いとき、運搬に不便せぬので、寛政の頃から木曾山のみとなつたので、現在もさうである。造營を掌る職を作所と云ひ、以前は内宮のは藤波家、外宮のは松木家で之を行ひ、屬役に頭工、頭代こたくみ小工、古老などがある。御造營の間を御庭作と云ひ、三ヶ年の間、小工袴を着し、明衣を懸け、尤も嚴重な勤をする例であつて、小工の服装は今に變ることがない。

それで、この御造營に要する御用材は、木曾山から木曾川筏流し、海を送つて大湊に到り、宮川へ上せ、置場に貯へて在るのを、山田では外宮へ迄、宇治では内宮へ迄此木を曳き行く式がある。これを御木曳と云ふので、双方とも御遷宮の七年前の歳と、昔から定まつて居る。宇治は川曳と稱して五十鈴川を溯るばかりだから、其曳く有様も簡略に過ぎないが、山田の方は道程も長し、式も仰々しく、賑ひも盛んだから、先づ山田の木曳の梗概を述べやう。

上せ車

山田の御木曳に用ゐる車は、山田の各大字おほひらに一つ宛持つて居るので、明日は愈御木を曳くぞ云ふ前日、宮川の土堤の下迄、縮緬三枚重の襦袢股引といふ其字々の揃への扮装で、一軒不殘出て、車を曳き行くので、之を上せ車と云ふが、此の上せ車の上臺の周圍を、

神の枝や注連繩で神々敷飾り立て、上には雪桐を釣る。上せ車は日の暮前から曳き出すから灯がはいると頗る觀物である。

此御木曳が御造營に要する總ての材木を曳きつくすには二年間を要するので、其間各大字の町中が三四ヶ町毎輪番に曳くのだが、夏期にやる上せ車の車臺には、種々趣向を凝らした山車を作る事もある。偕この車を宮川の堤の下、其處に預けて置いて、一先づ人々は引返し、翌朝町内を觸れ廻る拍子木の音と共に、定揃を着ながら、豫定の場所に集り、夫れから木を曳きに、宮川へ出掛けるのである。

御木揚げ

御木を曳かうとする前、御木揚げと云ふのがあつた。即宮川の御用材留置場から堤の上に引き揚げて、之を又堤の下なる車に乗せるのだが、之を引き揚げるとき、一個の壯伎かたがひが歌を唱ふと、曳子が之につれて、唯すので、其歌詞は種々あるが、試に其一を擧げやう。

歌 ほんゑ三吉乗つたかやいやい引、  
曳子 ハイソレ、

歌 去りとは乗つたら降りるなやいとせー引、  
曳子 エンヤエンヤ……

と曳いて行くのである。

御木曳の模様

御材を積み了ると、懸て撃拆の聲を合圖に、徐々と車を曳き出す。木曳の車の太綱の元を握つて曳くのは綱元と謂つて、若衆の内でも威勢のよい強力な倍粹カクツクを出すのである。車は半町位に一回宛、止まると屋臺の乗兒ウチノコが、木遣節を唱ふ。木遣子と之を云ふが、年齢は八歳以上十二三歳位迄で、聲の好い、風采の優な愛くるしい美少年に限るので、其打扮は曳くものと同じ揃衣の着附に、白縮緬の帯を締め、豆絞りなどの手拭で向鉢巻イシヤカといふ勇み。巨大な車巨大な木材に配合して、此の豆の如うな少年が聲張揚げて唱ふ様は、最も可憐で、見て居ても、心が浮々すると共に、如何に鈴の様な聲が曳子の英氣を振興せしむるのであらうかと思はれる。又挺尻綱テヒコツツとして膂力の強いもの數名を備ひ、之に轅を取らし、挺を以て車を動かさしめるのである。其道詣ミチヨリは

歌詞の一

「かけまくも、かしこき豊の宮はしら、直き心はそらに知る、神の悪を欠方の、月日と共に、つきじとぞ、思ふしるしは、今もなほ、茂る千枝の、杉の下、かげに……下略

大略斯んなのであるが、町に依つては、木を曳く道で、曳手を飽かさなげに、餘興を催すので、屋臺に妙趣を凝らしたり、美々敷く木遣子を飾つて、踊らしたりするのもあるといふ天下またとない、観物である。

二 花街のうはさ（伊勢と名古屋による）

伊勢の地や、由來遊廓の最も多數な處で、隨處の小市街には必と、この狹斜花柳の區があつて、婦人の伊勢子と呼ばれて、該賤業に従ふものが尠くない。のみならず却て、この賤業者の裝飾華美を羨望する處さへあるとは、沙汰の限りである。こゝには單だ所謂うはさを御評判申さう。

桑名町

川口、片町の二個處で、藝娼妓の過半は、その種を名古屋に仰いで居る。これといふ樓も玉もないが、其の氣質は相場師世界の土地柄だけに、無鐵砲ものが多く、マカリ違へば赤裸々も辭しない意氣込が、其特質とでも謂つべしだ。

四日市

に至つては、遊廓の繁昌さは或は桑名に優らむも、藝娼妓の意地穢ないことが、特質なのも可笑しい。廓は高砂、南、北の三街で、樓の大きいのは煙波と海月。

津市



贅崎と藤枝との二個處。「贅崎」は海岸波洗ふ處に沿うて突出した一地區で、廓として、好適地であるが、近時其賑盛さは藤枝、一身田に奪はれ、唯その賑かなのは、炒りつける三伏を、涼みと洒落れて汐風を浴び、波の遠音に耳を澄す銷夏策として、素見の足を入れるに過ぎないばかり。名の聞えてるのは、岡亭、菊半の二樓で、お茶屋に松月もある。「藤枝」は贅崎に比べると、朝管暮絃の般盛遙かに過ぎ、より美形もあるらしい。大きな樓が山半で、之に次ぐのが新魁樓。殊に山半は春秋梅菊の培養で名がある。お茶屋は太田屋、柳屋の二軒のみ。

廓風俗と取り立て、いふべき所もなく、髮形服装ともに一般の娘姿を、少しだらしない、型に箝めたばかり。

松阪町

市街の兩端が廓の占領地で、西なのを川中町、東のを愛宕町といふ。葵の金紋嚴重に、紀州様城代の威光輝いた幕府時代を超えて、維新後十年頃までの俵は、水沫一過、今日また観ることは出来ないが、藝妓の数は四日市、津市等よりも、遙に優勢で、所謂松阪系の美貌婉容で持ちさり、なか／＼の利ものも少くない。貨座敷亦春木樓、常盤樓、廣月樓、菜花樓など可なりのももある。又町藝者といふがある。

宇治山田

こゝに至つては蓋し伊勢一等で、古市、新道、新町の三個處ある。

「古市」は妓樓僅かに十九軒。これが辛くも噺昔の俵を存して居るばかりであるが、近時、數人の抱妓を置いた町藝者も大分出來た。藝妓は古市の外八九分通り、所謂名古屋種であるが、此地のみは遺に生粹の土地。兒で、自ら比較的品格を保たうとの趣がある。古市の風習で、藝妓にかゝりが來て行く時は、必ず仲居と禿が附隨して來るが、その禿子がまた、始終妓に放れないで、キチンと侍つて居る。是は昔者、此廓中は彼の枕轉を堅く禁制した習慣に起因するので、仲居は聘ばれた當の客に挨拶を濟ますと歸つて行き、お約束の時間が來ると迎へに來るのだ。二大樓は最盛んで、他に福岡、柳屋等もある。二大樓では臺附と云つて、(並)二圓、(上)二圓五十錢で遊ばせる風で、藝娼妓合せて四十位づゝは居る。

風俗としては、勝山番に襟袖とはゆかず、素人風を稍、華洒に扮装へたので、中には随分意氣、張りもある。小店が張店をするに反し、二大樓は構へて居つて決して張らぬ。

「新道」「新町」これは山田區で、町藝者一つになつて居つて、近年の設置。新開樓、田端屋など可成の家もあり、立形もあるが、種は多く名古屋。

要之、伊勢地方の廓言葉としては、特有のものは無く、大体、流行歌も言語も、京阪風と思へば先づで、他の藝妓を呼ぶに、必ず藝子はんを以てするなどである。序にいふが、此の地の藝苑舞臺としては、古市の長盛、新道の新福、新北の三座で、随分名のある梨園子も勤めたことがある。お好み實川延二郎。

志摩めぐり

志摩は一國といふもの、その實は至つて小國で、僅か東西五里零六町、南北八里十四町、面積は、伊勢の約十分の一、人口も従つて六萬に満たぬ小國である。その名の示す通り、陸續とはいふもの、まるで島國で、陸上の交通は僅に左の二街道によつて、三重縣に縁を繋ぎ、その他は凡て海路の交際。その代り、半島國としての特質美質は、風景に於て、物産に於て、氣質に於て、あらゆる方面に、之を發揮し、之を代表して居るので、苟も海國男兒として、海國の美と壯と、雄大の氣を養はんと思はるゝ方は、是非一度はこの海國の小模型を訪れて、その中に秘んで居る無盡藏の特質を觀察し發見せられたいものである。

鳥羽港

山田——二見五十町鳥羽港(志摩)  
宇治三里逢阪一里伊雜宮(志摩)

二見から馬車人力車自在に相通じ、山を右に、海を左に、丘を縫ひ、水に添ひ、五十町の行程、既に長汀曲浦その景勝の妙を極めて居る。鳥羽町は舊稻垣氏の舊城下にして、志摩第一の都會、戸數凡一千三百、人口凡五千餘、郡役所、警察署、郵便電信局、海軍石炭庫、船渠、鐵工場、商船學校あり、中にも商船學校は、此の地の出身なる故近藤眞琴翁の設立にて、氏の歿後一旦廢絶に歸したが、二十八年中、地方の有志の斡旋に由りて再興し、既に有力なる海員を養成したものの數百、規模大ならずと雖、この種の學校に於て、私立としては全國第一とする。港は伊勢海の口に當り、灣内紆餘曲折、長さ幅各五丁餘、東北に向ふ處は深さ三仞より五仞に至り、桃取、菅、阪手の諸島點々列をなして港口に並び、太平洋の風濤を支へて居る。西には熊野浦の險灘、東には遠州灘の怒濤、この間にこの港あつて、航海者に好休憩所を與へて居る。

(イ)城趾 町の傍、海に而し風景頗る佳で、古へ、保元平治年間より橘氏歴世之を領し其後九鬼氏、内藤氏、土井氏、松平氏を経て遂に稻垣氏の領となり明治維新に至つた。

(口) 日和山(ひよりやま) 鳥羽西北の一小丘、海面を抜く僅に百八十尺、麓から頂まで三町半。昔より船人この嶺に上りて天候を觀たよりこの名あるといふ。山上古松あり海越の松、一名天神松とも云ふ。その近傍に芭蕉の碑 鷹ひとつ見つけて嬉し伊良胡崎 あり。海越松は古歌の、

日和山しぐれし跡にはの 見えて白雲かゝるうみこしの松

に因んだのだ。眸を放てば、東北に安樂島、菅島、坂手島、答志島、桃取島、舩島その他無数の小島を見下し、右に鳥羽の舊城趾左に小濱の岬、岩崎山、大杉山、主水山を眺め白帆は青松の間に隠見し、風景の奇絶、田山花袋が奥の松崎に勝ると云つたのも、決して過賞ではない。此山から佐田濱への下り道がある。此濱に小島があつて、島上に老松二株、その形、起つて舞ふが如う。之を愛兒の松と云ひ、又佛岩等の奇石もある。ハ常安寺 鳥羽町字大里町に在る。慶年長間、九鬼嘉隆の創立する所、曹洞宗で、九鬼嘉隆の墓がある。寺境は山を負ひ海を望み、矚目太だ奇、國內第一の名刹である。ニ鈴木敏 鳥羽舊城門の東南にあつて、里俗相傳へて云ふに、文治年間、鈴木三郎重家舊主源義經の跡を追うて奥州に赴かうとし、此地を去るの日、杖とした竹筴を地に植

えて去つたが、其竹、根を生じて遂にこの敏となつた。

島めぐり

答志島 鳥羽から海上二里、島の東端は三河の伊良胡崎と相距る僅に三里、伊勢、尾張、三河の一大灣の入口に當つて居る。周廻凡そ六里、答志、桃取の二村を有し、人口凡そ二千、群嶼斷續して相繞り、翠色洗ふが如く、漁村水雲の間に隠見し、恰も波上に浮ぶに似て、波光帆影の相映する處、擢歌の聲、朗々として相聞える。「欸乃一聲山水綠」と云ふ一句を移して、此島の風景を評しよう。

菅島 坂手島の方凡そ六町、鳥羽より二十町餘、周廻三里、丘上に菅島燈臺がある。白色石造で、其高さ十七丈六尺、燈光は不動白色、照射七里に達する、海岸には巨巖相屹立して丘を成し、青松離々その間に點綴して居つて、殊に夏から秋にかけては、この近邊の海女、日々團をなして海上に出で、水を潜つて鮑を探る様、あはれにも亦をかしい風情で 都人にはこよない珍奇の土産話となるであらう。

神島 鳥羽から三里十町、其形甕に似て居るより、一名甕島ともいふ。南北二十七町戸數一百餘、千載集に、「卯の花にいてことくし神島の波もさこそは岩をこえかし」と詠じたのは、此島で、此島から伊良胡崎へは三十二町餘、この間波浪荒く有名な海門の

難處である。

神明浦 しんめいうら

緒方村の一字、海邊の一小村で、眞珠の産出を以て有名な御木本幸吉氏盛んに人工繁殖をつとめ、その成績世に聞えて、先年小松宮殿下の御臨場を辱うし、昨年陛下伊勢行幸の節には特に拜謁の榮を賜ひ、深く御感賞あらせ玉うたと承る。

正福寺

加茂村字松尾にある。天平年間、僧行基の草創にかゝる、寺域凡そ一千六十坪、堂宇の結構、鳥羽の常安寺と並稱して、志摩の二名刹とする。

伊雑宮 いざうぐう

磯部村字上之郷にあつて、俗に磯部宮と稱し、志摩の一の宮である。皇大神宮の別社にて座すことは前に述べたから此には略す。

鸚鵡石 あふむせき

伊雑宮から西方十八九町、惠利原村にある。其高さ十丈、廻り凡そ五十丈、人語よく石に應じて、其反響恰も石自らものいふが如くである。

西明寺

西明寺入道北條時頼の故蹟、長岡村大字畔蛸にある。寺に時頼の木像を安置して、海岸に一古松、面白の松がある。これは、北條時頼の歌、

いせ島やわたこの濱に來て見ればいつもかはらぬおもしるの松

に由りて、かくは稱するので。

安乗崎 あのりさき

安乗村東北の山尾、海上に突出する凡そ一町半、遙に菅島と相對したる矢灣をなす。巖窟磊々として相登え、怒濤の響、松籟の聲、海の美の壯と大とは凄く此處に現はされて居る。燈臺は旋轉白色、照射七里に達く。是れからの矢港へ一里餘。

大王崎 なまきりのたいわうさき

一名大鼻、志摩半島の南に盡さる處で、海中に突出すること二町三十二間、巖巖崎嶇として疎松其間に散生して居る。其東六町を隔て、大王岩があり、最も奇險で、航海者の注意する處。大洋を見渡し、萬里一碧、狂浪奔馬の如く、來つては巖礁に觸れ、忽ち碎けて雲となり、煙と爲る光景、雄絶又壯絶、海の壯觀は即ちこの邊に盡さる。

掀舞如塵万石舟

盲風怪雨撲檣頭

東西不辨乾坤黑 一點星燈是志州

鹽田隨齋

しかも、是は外海そとうみの險惡で、その内海は静かなこと、席せきの如く、漁舟りしふねに棹こし優遊ゆうゆう至いたつて安全。同詩人の詩に、

百尺懸崖震万雷 巨巖如撼雪濤堆

纔沿裡航平如席 歸港漁舟棹舟來

此等沿岸の好風景も、惜あはいかな交通の不便べんべんの爲ために、今日まで世よにもて、唯ただされずかに隠かくれて居ゐる。

濱島港

此國の南端に位し、港口は正南に向つて、御座ごまの岬大洋に突出して波濤を遮り船舶の碇泊を安からしめる。東京、伊勢、紀伊、大阪海路の中間に當るので、船舶の出入織オリる如く港内の辨天島、齋いの様で、日暮蒼茫の景色あはれふかい。

逢阪岬

磯部から山田への歸路に當つて、名高い阪で、紀州から志摩を一手に、眺望頗るよい。その中腹舊道のはとりに、風穴、水穴の空洞が青い樹林中に隠れて居る。試に入口に立つたときは、夏の炒暑、坐まるに互寒たがひを覺える。

附 録

三重縣下名勝古跡梗概

(本文に載せたるものは此にはぶく)

一、古蹟

長島 城址

桑名郡東北部木曾橋斐二川の間

瀧川一益こゝに據つた。

神戸 城址

河曲郡神戸村字本多町

神戸友盛先築き、織田信孝之を修した。

長野 城址

安濃郡北長野村字城登

工藤氏居城。

多氣 城址

一志郡下多氣村字上村

北畠顯能築いて、こゝに賊軍と戦うた。

久居 城址

全郡久居村字西鷹跡町

岩内光安の居城。

岩内 城址

飯高郡岩内村字御所ヶ谷

北畠具教の居城。

三瀬 城址

多氣郡上見瀬村字空通

全右で九鬼嘉隆に攻陥せられた。

大淀 城址

全郡大淀村大字大淀

秀吉、北畠信雄和睦の所。

矢田 河原

桑名郡桑名町の西字矢田河原

天武帝頓宮の址。

三重 頓宮

三重郡西坂部村字中川原

景行帝廿五年の創建で、代々大神宮奉侍の内親王の宮のあつた所、こゝの森を齋宮の森と云ふ。

齋王 宮址

多氣郡齋宮村字御館

齋宮の森と云ふ。

- 春澄館址 長辨郡長尾村 字兩馬場
- 多藝御所 一志郡上多氣村 字馬場
- 鈴鹿關址 鈴鹿郡木崎村 字關
- 河口關址 一志郡川口村 字響王寺
- 白兒邑址 奄美郡白子村
- 二、陵墓
- 松平定勝墓 桑名郡東方村 照源寺墓地
- 土岐持頼墓 員辨郡北金井村 字南石佛
- 日本武尊陵 鈴鹿郡田村 字女ヶ坂
- 白鳥陵 全右高宮、石薬師、上野、上田四村共有地
- 武備塚 全郡長澤村 二子塚ノ北
- 椀久塚 全郡阿野田村 字牛落
- 結城宗廣墓 安濃郡藤方村 八幡田
- 平維盛之墓 全郡河内村 字落合
- 僧 清韓墓 全郡乙部村 字札ノ辻上宮寺

春澄善繼は本姓猪名部造、貞觀中續日本後紀を勅によつて撰し、參議正三位まで上つた。北畠顯能の館址である。三關のいで、大化二年置かれた。和銅三年に置かれた所。平家白兒黨一族の邑里。

徳川氏に仕へて戦功があり、元和元年封を桑名に受け、寛永元年卒んだ。本州の守護で永享十年自殺す。明治十二年に確定せらる。

右確定前の尊の御陵。大伴武日連の塚といつて居る。椀屋久兵衛の塚。文政七年藤堂高虎が建てたもの。熊野から匿逃して、本村に病死したのだと。豊臣秀頼の爲に方廣寺の鐵銘國家安康云々を撰した。

- 忠盛胞衣塚 安濃郡産品村ノ南 字産ヶ塚
- 紀貫之墓 一志郡佐田村 字門の前
- 赤松教康墓 全郡丹生保村 字秋原
- 仁木義長墓 飯野郡中万村 一乗寺境内
- 平忠盛墓 多氣郡河田村 字坂倉
- 隆子内親王墓 全郡馬ノ上村 字寺山
- 秋田實季墓 度會郡朝熊村 永松庵境内
- 三、神社佛閣
- 多度神社 桑名郡多度村 (別格官幣) 多度山麓
- 結城神社 安濃郡藤方村
- 高山神社 全郡下部田村
- 北畠神社 一志郡上多氣村 字馬場
- 若宮八幡 全郡川上村
- 丹生神社 多氣郡丹生村 (内宮別宮)
- 瀧原並宮 度會郡野後村

平忠盛の生れた所といふ。天正の頃紀氏ノ裔が建てたらしい。滿祐の子、將軍足利義教を弑し、逃れて本州に來たが、國司北畠教員に殺された。化畠顯能と戦つて自刎した。仁平三年卒んで、此に葬つた。醍醐帝皇子章明親王の女で、齊宮四十一代で、明治十六年確定せられた。三春城主秋田氏ノ祖、寛永七年此地に隠居し、萬治二年卒んだ、秋田萬金丹は其家傳と云ふ。

祭神天津彦根命、(雄略朝 創建と)

祭神結城宗廣。

祭神舊藩主藤堂高虎。

祭神北畠親房父子。

祭神仁徳帝、北畠顯能建。

祭神丹生津姫、(繼體天皇十六年 創建と云ふ)

祭神皇大神、(大神の鎮坐所。)

附

録

(内宮別宮) 伊弉諾宮 全郡中村  
 (内宮別宮) 伊弉雜宮 月讀宮の西  
 志摩郡磯部村  
 聖寶寺 良辨郡坂本村  
 藤原嶽麓  
 三重郡六呂見村  
 觀音寺 鈴鹿郡石薬師村  
 石薬師寺 全郡新所村  
 地藏院 河曲郡園分寺村  
 國分寺 飯高郡伊勢寺村  
 國分寺 全郡岩内村  
 瑞巖寺 飯野郡中万村  
 一乘寺 全郡朝田村  
 朝田寺 多氣郡神坂村  
 金剛座寺 度會郡朝熊村  
 金剛證寺 朝熊山

祭神諸冊二神。  
 祭神皇大神(大神の前の鎮坐所)  
 臨濟宗で最澄の創建、風景絶佳である。  
 浄土宗、後奈良院の勅願所といふ。  
 眞言で、泰澄の創建。(嵯峨帝勅願場で  
 寺領を賜はつた)  
 眞言、行基の創建。(本尊地藏は一体の  
 開眼で世に名高い)  
 聖武帝勅して行基に創建せしめられた。  
 全右で、これは尼寺。(俗稱伊勢  
 寺と云ふ)  
 空海の創建で(境内は陸前松島に擬し、遠く伊勢)  
 海を臨み前庭の風景佳絶である)  
 聖徳太子の創建で風光佳し。  
 天台宗で、空海の創建。  
 藤原不比等の創建(境内の菩提樹、三  
 葉丁子の名が高い)  
 欽明の朝の創建で、聖武帝の勅願所境内の名區頗る多く、参宮の人の登山する  
 ことは前に詳かにした。  
 山谷河海花園等多く  
 景勝の地を收む。  
 眺望佳絶で山中八景の勝がある。

四、山水名所

多度山

桑名郡西北隅

附

録

鈴鹿山 鈴鹿郡坂下村の  
 西端  
 筆捨山 全郡市ノ瀬村  
 國道の北  
 羽黒山 全郡鷺山村の  
 西部  
 阿坂山 一志郡大阿坂村  
 の西方  
 高見山 飯高郡舟戸村  
 朝熊山 度會道朝熊村  
 音無山 全郡江村  
 白子濱 庵藤郡白子村  
 庵藤村海濱  
 多氣郡大淀村  
 沿海一帯  
 大淀浦 度會郡一色村から  
 松下村に至る間  
 清渚 全郡松下村東北端  
 祓崎 鈴鹿郡加太坂下各  
 村の山間から出る  
 鈴鹿川 全郡西北から鈴鹿  
 川に合す  
 御幣川 一志郡八知村川上  
 村から東へ流る  
 雲出川 飯高郡舟戸村から  
 飯野郡に入る  
 楠田川 飯野郡に入る

東海道筋で第二の險所と知られた所。  
 狩野元信が筆を投じて嘆賞したといふ所で蒲山奇岩、楓、躑躅が多し。  
 怪岩層疊、望海の景頗る佳し。  
 展望よろしく、又紅葉に名高い。  
 本州の高山で大和街道にある。昔南朝の勅使、平使は皆此道をとつたといふこと。  
 山上に金剛證寺があり又山奥に吞海庵富士見臺あつて内海外洋の眺めが佳い。  
 内海に面し囑望甚よし。  
 白砂青松打つゝ、寔に畫のやうなところ。  
 倭姫命大神を奉じて此地に來られたとき風なく波靜であつた、故に名づく。尾  
 巻の岬崎手に取る如うな  
 二見浦も此中に屬して居つて明媚こよない。  
 巨巖連り一丁許海中に突出した所で神宮月次祭御饗の荒瀾海松はこゝでとる。  
 古來歌詠の頗る多いところ。  
 奔流激岩相連り水極めて清冽である。  
 本州での大川で歌詩其古に多い。  
 倭姫命の湯津爪櫛を落し給うたから名づけたのだ。中万村邊の景趣、清酒愛すべ  
 してある。

瀨戸淵 一志郡南家城村大字瀨戸廣  
 八壺谷 桑名郡多度村字八壺谷  
 瀧戸谷 安濃郡桂畑村字瀧戸  
 壹の谷 三重郡菰野村字一の谷  
 紅葉谷 全郡水澤村字西野  
 屏風岩 給鹿郡小岐須村御祭川に臨む  
 高岩 飯野郡御麻生園村字楠田  
 乳母櫻 安濃郡内多村長源寺境内  
 御嶽櫻 一志郡三多氣村御嶽山  
 久居桃 全郡小戸木村雲出川北邊  
 新家桃 全郡新家村雲出川沿岸  
 笹川梅 飯高郡笹川村笹川に臨む  
 櫻繩手 全郡岩内村瑞巖寺境内  
 前山櫻 度會郡前山村字龜谷  
 臥龍梅 全郡新開村舊祐善庵跡

躑躅奇巖の間に點じ、景致佳である。  
 幽邃なところ、八壺瀧危巖に懸つて居る。  
 全溪到る處みな奇石で躑躅、楓之を綴つて見える。  
 古から紅葉に名がある。  
 楓樹溪に満ちて秋天を錦織するからよい遊び處。  
 高さ卅丈幅四十丈で、風光尤も奇趣。  
 櫛田川に瀕して風景絶佳である。  
 阿漕平次の乳母が植えたのだと云ふ。  
 山中十三町の間、老櫻並植えられ春賑である。  
 反別五町歩に跨り桃林をなして居る。  
 元文中の苗植で反別三十町歩に餘つて居る。  
 後に堀坂山を負ひ花時頗る清雅である。  
 観音川北岸で打つゝく一帯艶を争うて居る。  
 多く山田市人花時の遊賞どころ。  
 老幹數十偃蹇して、月夜の疎影亦同情ありて、早春の間清香馥郁たりだ。

蒔繪松 全郡江村の海岸松原を云ふ  
 篠立風穴 員辨郡篠立村三國ヶ岳山中  
 鷲嶺水穴 度會郡下村鷲嶺半腹  
 岩窟観音 給鹿郡坂下村字下石倉  
 岩内三洞 飯高郡岩内村瑞巖寺  
 観音岩 全郡大石村金常寺境内  
 鏡岩 飯野郡中万村一乘寺西坂  
 千引岩 度會郡湯田野から離宮院に至る道に  
 鷄鷓石 全郡南中村字井口志摩街道  
 安濃板橋 安濃郡岩田村今の岩田橋  
 鈴止橋 飯高郡東岸江村下樋小川に架す  
 御被場 多氣郡大淀村字大興度  
 多氣川 多氣郡柳田川からの分流  
 天長田 度會郡楠部村及び藤里村

五、雜 以上部類に屬せぬもの  
 風光畫の通りなところから名がある。  
 穴洞の中常に冷風が起つて居る。  
 常に眞清水充溢して居つて洞の深さ計り難いほど。  
 巨巖削立六十丈の下にゐる。  
 山神、寺尾山、塔の三つを云ふ。  
 高さ百尺、將に墜ちんとする状亦奇である。  
 伊藤長胤の詩を刻してある。  
 祠に祀つてゐるので古書に散見すること多い。  
 高さ百尺、幅二百尺呼べば應へること恰もこの鳥のやうだ故に名がある伊藤長胤の詩文から著名なもの。  
 大神宮一の御橋である。  
 舊參宮街道で、勅使參宮の節此川で禊ぎし驛鈴を止めたと云ふ傍に鈴止の松がある。  
 齋内親王の被禊場であつたと。  
 古、勅使を此に迎へて修禊したところ。  
 内宮外宮の大御田である。



御鹽田	全部西村 字御鹽田
蕪野温泉	三重郡菰野村 字湯の山
大 棕	庵藝郡棕本村 字愛宕町
大 杉	多氣郡大杉村 字小森
根上り松	全部東黒部村 字西の越
業 平 松	全部大淀村 字有爾町

古、大神宮御饌鹽を製造した濱、  
幽邃な處養老年中之を聞いた。  
周圍四丈 枝葉廿間餘、頗る珍なもの。  
周圍二丈餘で有名な巨木である。  
齋藤正謙に此處の記文がある。  
在五の業平齋宮王と唱和した所。



## ●農業館案内

本館は明治二十四年の創立に係り當時外宮神苑前に建築したるも明治三十七年八月現所に移築の工事を起し全三十八年三月竣工す爾來陳列器具の修繕補足を初め物品圖畫等の配置修飾に従事し漸く結了を見る茲に於て全七月三十日を期し農業館移轉改築落成の閉館式を舉ぐるに至れり抑我邦は古來より神宮を農祖と仰ぎ農家の子弟は必ず一回參拜するを常とするが故に本館を建設し農作。種樹。漁獵。牧畜。養虫類の產物並に農具。摸形。掛圖。統計表。圖畫等を二十四類に分てり而して當初は物品數亦僅少なりしが年を遂ふて其數を増加し館も漸次に増築するに至り今や其數二萬點に達するを以て勢改築を要することゝなれり

新築せる本館に到るの順路は山田驛を出で電車の線路に副ふて南に向ひ一折して東に向ふこと十町餘にして錦水橋に出づ此橋より大道を尙東南に向ふこと約八丁にして倉田山に達す道路の右側に本館あり館の南隣に神苑會事務所あり神苑會々員は會員章を以て觀覽すべきも携帶せざりしときは同事務所に就て特別券を受け觀覽すべく一般觀覽人は本館の東南に在る觀覽券賣捌所に於て觀覽券を求むべし特別券及び觀覽券は入館の際に守衛に示して入り順次觀覽し出館の際之を守衛に渡さるべし

本館入口正面には故總裁有栖川宮殿下の御染筆に係る農業館なる三字の額を掲ぐ其后方には本館の旨趣を記載したる額面あり其左方の下には本館規則を摘録せる揭示あり觀覽人の遵奉すべきものとす又其右方の下には列品分類表あり館内の列品は別記三十八類に分つ此中農業と製貯に要する器具は各一類を設くと雖も其他特殊の物類に關する器具は各其類中に收む是れ參觀の便を計るに在るのみ又現物のみにては其性質効用等を知り難きものには説明を添へたれば一讀して了解し得べきを期せり而して牛成品及び未成品には原料或は其製品を添え又製品には原料或は包装を添え或は原植物の乾葉若しくは摸形圖畫を添え或は掛圖を添列して其業務を詳知せしむるとせり故に掛圖の如きは一類の設けありと雖も多くは關係ある物類に接して陳列す前記の如く分類を定むると陳列は其順次を遂う難き者あるが故に列品戸棚の上に其何類なるやを明示せり又觀覽の順を示す爲め指導札を掲げれば夫に従ひ巡覽すべきも是れ原より便宜の爲なれば強ち之に依るを要

せず又新館の大きさは舊館に比し幾分か擴張せらるも陳列物品の次第に増加せる爲め既に狹隘を感じ従て光線の乏しきを致すは止むを得ざること、又植物の若干は本館の庭園に栽植せるあり以て列品と對照せらるべし」本館に陳列する摸形には神祭具に於て子日勳と玉箒あり是は奈良の正倉院寶庫に納むる一千年以前に用ひし物を摸する所なり又茶類には山城宇治の茶摘人形あり是れ第五回博覽會出品なるを會後本館へ寄贈せらる、所なり木材類に木曾山林摸形あり是れ第三回博覽會出品なるを御料局より下附ありし者此外青森々林摸形あり是れ又第五回博覽會出品なるを會後本館へ寄贈せられたる者なり養蠶類に實業養蠶人形八体あり以て養蠶の實業を一目瞭然たらしむ是れ明治二十九年六月製成する日にして恐れ多くも

皇太后陛下皇后陛下皇太子殿下御覽の榮を賜ひし者なり水産類には海苔、牡蠣、鹽田、臥寒天製造場等の摸形あり各其實狀を示すものなり尙今回の神宮御造營材は木曾山の檜材にして前回に劣らざるの良材たるのみならず次回御造營の時

は再び得がたきにより標本として其殘材を造神宮使廳より神宮司廳を経て本館へ交付せらるべき内意あり右は學術上建築上向來の一大参考品たるべし又木曾山林摸形の側に陳列する樟樹の朽木心は伊勢度會郡西二見村に於て得る處實に一千年以上を経過せる大樹の材片なり此他本館の一隅に工藝品を收め其道の参考とす之を十六類に分つ其主なる物は三重縣廳の寄贈に係り本館には列品目錄及び統計表あるも夫は舊館の製にして修補改正を要すべき點夥多なるが故に追て編輯すること、す本館の改築落成し今や開館となるに至れば各般の施設も従前に比して一層改良を謀り時世に伴ふ事を務むるも尙具備せざるを憾む又本館守衛の上席に警守の任あり觀覽人若し本館列品に必要あらば夫に就て賃さるべし因に云ふ本館は神苑會理事本館監督從三位勳二等田中芳男氏創始より擔當整理せり

### ●徵古館

徵古館は高燥朗曠の好地を撰みて、之を建設せんとするものなり、本館は皇國開けてより以來、時世の推遷、人智の發達を徵すべき事物、即ち上下の儀式、日常の調度類より、武器、文物、美術、工藝等に至る諸般の物品を網羅し、之を時代別に陳列して、見易く、解し易く、世人に示さんとするに在り、是實に我國未曾有の計畫にして、智識を裨益するの一大

寶庫とも謂ふべきものなり、館の構造に就ては片山博士の圖案に依りたるものにて建築を奏する迄、假徵古館として倉庫内に其幾分の物品を陳列して公衆の觀覽に供せり

### ●神苑會所有地

- 豐川町用地 宇治山田町大字豐川岩淵面積三千六百二十七坪余
- 資日館敷地 東二見村にあり面積千五十七坪
- 丸山 三所共に大字今在家町に屬し、内宮手水場、五十鈴川の對岸に在り、其段別、丸山は貳町九段貳畝歩餘、岡田林は百五拾六町四畝歩餘なり
- 岡田林 琴ヶ岡は拾町五段壹畝歩餘、岡田林は百五拾六町四畝歩餘なり
- 倉田山 (農業館、假徵古館、事務所) 瀨鄉村大字黒瀬にあり、段別七町五段五畝廿九步餘とす
- 徵古館用地 四鄉村瀨鄉村に亘り、段別八町九段八畝九步

### ●事務所

神苑會事務所は倉田山道路の農業館右手にあり、神苑會々員又は會員たらんとせらる、人は此事務所に至り交渉せらるべし

### ●距離

山田停車場より倉田山(農業館、假徵古館、事務所)へ凡拾五丁



# 神苑會設立趣意 神苑會寄付行為條款

## 財團法人神苑會設立趣意

神宮ハ即チ

天祖ノ神位ヲ奉祀セル靈場ニシテ歷朝ノ厚ク尊重セラル、所億兆ノ深ク仰敬スル所ナリ苟モ皇國ニ生息スル者ハ永ク其

神恩ヲ奉謝シ益其

神德ヲ顯揚シ國體ノ發輝ニ勉メザルベカラズ然ルニ輒近

神宮ノ實況ヲ拜觀スレハ世ノ變遷ニ隨ヒ宮城ハ次第二侵蝕セラレテ狹隘トナリ民家ハ漸次ニ接近シテ蕪雜トナリ管ニ

神聖ヲ汚瀆スルノ恐レアルアマナラズ火災ヲ發生スルノ憂アルニ至レリ三重縣民深ク之ヲ感慨シ宮城ノ規模ヲ恢弘スルノ

目的ヲ以テ明治十九年神苑會ヲ創設シ資金ヲ募リ努力ヲ集メ先其民家ヲ撤除清掃シテ神苑ヲ開成シ漸次歴史微古館ヲ建設

シテ茲ニ神宮ニ緣由アル古器圖書類ヲ供置シ傍ヲ新古ノ諸物ヲ配列シテ温古知新ニ益シ又待客館ヲ設置シテ參拜者ニ便セ

ンコトヲ計畫セリ之ヲ本會ノ起原トス然ルニ其舉タル大事業ニシテ一地方資力ノ克ク耐ル所ニアラサルヲ以テ明治二十二

年更ニ本會ノ根據ヲ東京ニ置キ熾仁親王殿下ヲ總裁ニ推戴スルノ幸榮ヲ荷ヒ大ニ其規模ヲ擴張シテ宮城ノ莊嚴ヲ整備シ神

都ノ隆盛ヲ保全センコトヲ期シ全國民ノ力ニ藉テ其企圖ヲ遂ケントセリ爾來國民ノ之ヲ贊襄シテ資金ヲ義賑スル者多ク

帝室亦其舉ヲ嘉獎セラレテ補助金ヲ賜ヒ既ニシテ神苑開成第一著ノ功ヲ奏シ之レテ

神宮ニ奉獻シテ宮城ノ外部ヲ齊了シ又微古館ノ一部タル農業館、待客館ノ一部タル賓日館ヲ設置シテ參拜者ニ利益ヲ與ヘ

タルコト少ナカラサリシ爾後尙致々トシテ施設ニ勉ムルノ際神宮司廳亦其舉ヲ贊シ三十ヶ年間補助金ヲ下附スルヲ約スル

ニ至リ本會ノ責務一層重キヲ加ヘタリ於是乎本會カ當初定メタル所ノ目的ヲ多少修更シテ體制ヲ修正シ民法ノ規定ニ遵ヒ本會ヲ財團法人トシ其寄付行為條款ヲ制定ス

## 神苑會寄付行為條款

### 第一款 目的及事業

第一條 本會ハ神宮ノ神德ヲ顯揚シ國民忠愛ノ精神ヲ發輝スルノ趣意ヲ以テ其宮城ノ規模ヲ恢弘シ莊嚴ヲ整備シ且參拜者ノ便宜ヲ謀ルヲ以テ目的トス

第二條 前條ノ目的ヲ達センガ爲メニ本會ノ經營スル事業ハ神宮司廳ノ許諾ヲ得テ内外兩宮苑ノ開成其他神宮ニ關係アル舊跡保存及微古館等ヲ設置シテ神宮ニ奉納スルニ在リ

### 第二款 名稱及事務所

第三條 本會ハ財團法人トシ神苑會ト稱ス

第四條 本會ノ事務所ヲ三重縣度會郡四郷村大字桶部十三番地ニ置ク

### 第三款 會員

第五條 本會ノ目的ヲ翼賛シ金拾圓已上ヲ寄付スル者ヲ正會員トシ金拾圓未滿五圓已上ヲ寄付スル者ヲ贊助會員トシ五圓未滿ノ金額ヲ寄付スル者ハ奇特者トシテ其名ヲ存録スルニ止ム但物件ヲ寄付スル者ハ其評價ヲ以テ定ム

數人組合又ハ團體ヨリ寄付ヲ爲スモノハ其組合又ハ團體ヲ以テ一個會員ト見做ス

會員寄付金ハ五ヶ年已内ノ年賦ヲ以テ納ムルコトヲ得

寄付ノ金額及物件ハ如何ナル場合ニ於テモ其返還ヲ要求スルコトヲ得ス

第六條 金圓物件ノ寄付ナキモ本會ノ爲メニ功勞アル者ハ推薦シテ特別會員トス

第七條 會員ニハ認認狀及證牌ヲ交付シテ會員タルヲ證ス其證牌ハ寄付金額又ハ功勞ニ應ジテ段階ヲ立之ニ因テ待遇ヲ別ツ

本會ニ著シキ功績アル會員及金五百圓已上ヲ寄付セシ會員ハ有功證牌ヲ交付シテ之ヲ表彰ス

五圓未満意圖已上ノ金額ヲ寄付セシ奇特者ハ證認狀ノミヲ交付シテ其篤志ヲ表シ登圓未滿ノ金額寄付者ハ受領證ノミヲ交付ス

第八條 會員資格ハ其本人ニ止リ後嗣ニ及ホサス  
相續者ニ於テ繼承金トシテ金貳圓ヲ出ストキハ其會員資格ヲ繼承スルコトヲ得

第九條 本會ノ趣旨ニ反スルノ行爲アリシ會員ハ之ヲ除名シ隨テ其會員證牌ヲ返還セシム

第四款 總裁及職員

第十條 本會ハ皇族ヲ推戴シテ總裁トス

第十一條 本會ニ評議員十五名ヲ置キ重要事件ヲ議定ス  
評議員ハ正會員中ニ就キ總裁之ヲ囑托ス

評議員會ハ議事ヲ要スルコトアルトキ會頭招集シテ之ヲ開キ其議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

第十二條 本會ニ理事七名ヲ置キ一切ノ會務施設執行ノ責任者トス

理事ハ評議員中ニ於テ互選シ總裁之ヲ委囑ス

第十三條 理事中ニ左ノ專務員ヲ定ム

會 頭	壹 名	副 會 頭	壹 名	專 務 理 事	壹 名
-----	-----	-------	-----	---------	-----

會頭副會頭及專務理事ハ理事中ニ於テ互選シ何レモ總裁ノ認定ヲ待テ上任ス

會頭ハ本會ヲ代表シ一切ノ會務ヲ綜理シ評議員會ヲ開クトキハ其會長タルモノトス

副會頭ハ會頭ヲ補佐シ會頭事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

專務理事ハ專任常務ヲ掌理ス

第十四條 本會ニ監事三名ヲ置ク

監事ハ正會員中ニ就キ總裁之ヲ囑托ス

監事ハ總裁又ハ理事若クハ評議員會ニ對シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第十五條 評議員理事監事ハ名譽職トシ其任期ハ評議員理事ハ五ケ年監事ハ三ケ年トス但何レモ再任スルコトヲ得

補缺ノ選任ハ何レモ前任者ノ殘任期ニ止ム

缺員アルモ事務ニ差支ナキ限リハ改任期マテ其選任ヲ延期スルコトヲ得

第十六條 各地方ニ委員總長委員副總長ヲ置キ委員總長ハ其地方ニ係ル會務ヲ管理シ副總長ハ總長ヲ佐ケ總長事故アルトキハ代理ス

委員總長委員副總長ハ名譽職トシ總裁之ヲ囑託シ任期ヲ定メス

第十七條 前各條ニ掲ケタル職員ノ外會務ヲ處分スル爲メ必要ノ役員委員等ヲ置キ總裁又ハ會頭之ヲ囑託ス

第五款 資産會計

第十八條 本會ノ資産ハ左ノ如シ

帝室ノ恩賜金

神宮司廳ノ補助金

寄付金

事業所得及現在資産ヨリ生スル收益

本會ノ有ニ屬スル動産不動産

第十九條 本會ノ事務費及事業ニ要スル經費ハ前條ノ資産中ヨリ之ヲ支出ス

第二十條 本會ノ會計ハ毎年度豫算書ヲ作りテ評議員議決總裁ノ認定ヲ仰キ之ニ依テ理事出納ヲ執行シ年度經過ノ後決算書ヲ作り評議員會ノ査閱總裁ノ認可ヲ得テ當任者ノ責任ヲ解除スルモノトス

第六款 通 則

第二十一條 寄付行爲條款ノ變更ハ評議員全員ノ三分ノ二已上ノ同意ヲ得總裁ノ認定ヲ仰テ之ヲ決シ主務官廳ノ認可ヲ得テ其効力ヲ生ス

- 第廿二條 本會ノ存立ハ其期限ヲ定メス之ヲ解散セントスル議決ハ前條ニ由ル
  - 第廿三條 本會ノ業務會計ハ曆年ヲ以テ一年度トス
  - 第廿四條 本會ハ毎年度會務成績會計決算ノ大要ヲ新聞紙ニ掲ケテ會員ニ報告ス
  - 第廿五條 會務經理ニ必要ナル規則ハ評議員會議決總裁ノ認可ヲ仰テ之ヲ定メ細則ハ理事之ヲ定ム
- 附 則
- 第廿六條 本會寄付行為條款ノ制定ハ現在ノ神苑會職員設立者トナリテ之ヲ作ルモノトス
  - 第廿七條 現在ノ神苑會ノ會員贊助員ハ之ヲ本會々員トシテ繼承シ又同會ノ權利義務資產ハ本會ニ繼承ス
  - 第廿八條 現在ノ資產中ニ在ル農業館ハ則チ徵古館ノ一部ナルヲ以テ同館ノ完成ヲ待チ併セテ之ヲ處分スルモノトス
  - 第廿九條 本會々員解散スル場合ニ於テ殘存ノ資產アルトキハ總テ神宮ニ奉納シテ其局ヲ結ノモノトス

## 神苑會會員證牌及待遇規則

### 神苑會々員證牌及待遇規則

- 第一款 會員證牌
- 第一條 本會々員證牌ノ形式ハ徑五分八厘ノ八角鏡形ニシテ正會員ハ白銅鍍銀製資助會員ハ黃銅製トシ何レモ之ニ紐繩ヲ付ス
- 第二條 會員證牌ハ寄付金額ニ應シテ段階ヲ立テ紐繩ノ色目ヲ以テ之ヲ種別ス則チ寄付ノ金額百圓已上ハ黃色百圓未滿五十圓已上ハ紫色五十圓未滿三十圓已上ハ紅紫色三十圓未滿拾圓已上ハ紅色拾圓未滿五圓已上ノ資助會員ハ綠色トス 特別會員證牌ハ其功勞ノ程度ニ應シ段階ヲ立テ種別ス其證牌ハ表面ニ特ノ一字ヲ刻ス

- 第三條 會員證牌ハ寄付金ヲ納了セシトキニ於テ證牌ト共ニ之ヲ交付ス
- 年賦ヲ以テ寄付金ヲ爲スモノハ其寄付申込ノ際初年分ヲ納メ其餘ハ年割額ヲ毎年六月ニ於テ納ムベキモノトス就テハ會員證牌ハ初年分ヲ納了セシトキ其申返ノ金額ニ依リ資格ヲ定メテ之ヲ交付ス若其會員ニシテ其約ヲ果サス年賦期ヲ經過スルモ皆納セサルトキハ現ニ納了セシ金額ニ應シテ會員資格ヲ改メ隨テ證牌ヲ交換ス(證牌ノ交換ヲ怠ルモノハ其證牌ヲ所持スルニ拘ハラズ本會ハ改正ノ資格ヲ以テ待遇ス)其現納額五圓ニ滿タスシテ終ルモノハ會員ヲ除キ隨テ其證牌ヲ返還セシム(證牌返還ヲ怠ルモノハ其ノ證牌ヲ所持スルモノ本會ハ之ヲ無効トス)
- 第四條 會員再度寄付金ヲ爲シ前後合算シテ第二條ノ資格ニ異動ヲ及ホストキハ更ニ相當段階ノ證牌ヲ以テ前ノ證牌ト交換ス
- 第五條 五圓未滿ノ金額ヲ寄付セシ奇特者再度寄付金ヲ爲シ前後合算シテ五圓已上ニ達スルトキハ相當段階ノ會員證牌ヲ交付ス
- 第五條 數人組合又ハ團體ヨリ寄付ヲ爲ストキハ一個ノ會員ト見做シ一箇ノ證牌ヲ交付ス分裂シテ數箇ノ證牌ヲ交付スルコトヲ得ス
- 第六條 本會ノ創業ニ功績アリシ會員ニハ證牌面ニ啟ノ一字ヲ刻シタル有功證牌其他本會ニ顯著ノ功績アル會員ニハ特殊ノ有功證牌ヲ贈付シ何レモ其功績ヲ表彰ス
- 金五百圓已上ヲ寄付シ其納付了セシ會員モ亦有功證牌ヲ贈付スルモノトス
- 第七條 會員證牌ハ神宮參拜又ハ會事ノ式席若クハ會員ヲ證スル必要アル場合ニ於テ佩用スルモノトス
- 會員證牌ハ胸部ニ佩用スルモノトス
- 會員證牌ハ朝儀公會等ニ於テハ佩用スルコトヲ得ス
- 第八條 會員證牌佩用ハ其會員ノ一身ニ止マリ家族又ハ相續人ハ及ホスコトヲ得スト雖モ其證牌ハ本人死亡スルモ返還ヲ要セス紀念ノ爲メ保存スルコトヲ得但相續人ニ於テ繼承金貳圓ヲ出ストキハ先代ノ證牌ヲ佩用スルコトヲ得但其場合ニ於テハ別ニ證牌ヲ交付ス
- 寄付金年賦納付了シタル會員皆納セサル間ニ死亡シ相續人繼承シテ其約ヲ果タストキハ相續人會員トナリテ其先代ノ證牌ヲ佩用スルコトヲ得但其場合ニ於テハ別ニ證牌ヲ交付ス
- 會員轉居スルトキハ本會ニ通知シ又死亡スルトキハ其相續人又ハ家族親戚ヨリ本會ニ通知スルコトヲ要ス

第九條 會員證牌ハ他人ニ讓與又ハ貸付スヘカラサルモノトス  
第十條 會員證牌ヲ亡失セシ者其證ヲ舉テ再交付ヲ乞ヒ又破損セシモノ其損牌ヲ携ヘテ引換ヲ乞フトキハ本會ハ料金收テメテ再交付又ハ引換交付スヘシ

第二款 會員待遇

第十一條 本會ハ之ヲ存續スル限リハ第十二條已下ノ規定ニ依テ會員ヲ待遇ス數人組合又ハ團體ヲ以テ會員トナリタルモノハ其中ノ誰タルヲ問ハズ證牌ヲ所持スル者ヲ代表者トシテ待遇ス

第十二條 正會員ニシテ家族親戚朋友ヲ同伴參宮スルトキハ左ノ制限ニ依リ本人ニ準シテ待遇チナス

- 有功證牌佩用者 拾五名限
- 黃紐總證牌佩用者 拾貳名限
- 紫紐總證牌佩用者 八名限
- 紅紫紐總證牌佩用者 五名限
- 紅紐總證牌佩用者 參名限

第十三條 會員ハ神宮撤下ノ神寶ヲ拜觀スルコトヲ得但其場合ハ會員證牌又ハ事務所ノ證明書ヲ携帯スルヲ要ス

第十四條 本會ハ國家ノ隆盛ト會員及奇特者ノ安全ヲ祈ル爲メ毎年一月(一日午前內宮二日午前外宮)ニ於テ太々神樂ヲ奉納ス其席ニハ會員及奇特者ノ參列隨意トス

第十五條 正會員ハ參宮スル時其本人ニ限リ左ニ掲クル各驛ヨリ山田驛迄ノ鐵道ニ割引往復切符ヲ購求シテ乘車スルコトヲ得(一等二等三等トモ割引スルコトヲ得其有効期限ハ發賣ノ日ヨリ五日間トス)

- 草津、三雲、彦根、高宮、愛知川、八日市、日野水口、深川、湊町、網島、大佛、上野、栢植、關、龜山、名古屋、愛知、彌富、桑名、四日市、津、松坂、

割引切符ヲ購求スル者ハ必ス會員證牌ト勘合證トチ其購場ニ提示スルヲ要ス(證牌ヲ提示セサレハ勘合證ハ無効トナルヘシ)其勘合證ハ出途ノ際豫メ事務所若クハ其會員居住ノ地方ニ在ル本會委員部(道廳府縣廳又ハ郡市區町村役所内)ノ内ニ請求シテ受取宿所氏名月日等ヲ墨書スルヲ要ス

第十六條 會員及奇特者ハ總テ本會徵古館農業館ニ至リ無料縦覽スルコトヲ得但其場合ハ會員證牌又ハ證認狀ヲ提示スルヲ要ス

第十七條 會員ハ參宮ノ時本會事務所へ申出アルニ於テハ勉メテ便宜ヲ與フヘシ

第九條 會員證牌ハ他人ニ讓與又ハ貸付スヘカラサルモノトス

第十條 會員證牌ヲ亡夫セシ者其證ヲ舉テ再交付ヲ乞ヒ又破損セシモノ其損牌ヲ携ヘテ引換ヲ乞フトキハ本會ハ料金收テメテ再交付又ハ引換交付スヘシ

第二款 會員待遇

第十一條 本會ハ之ヲ存続スル限リハ第十二條已下ノ規定ニ依テ會員ヲ待遇ス數人組合又ハ團體ヲ以テ會員トナリタルモノハ其中ノ誰タルヲ問ハス證牌ヲ所持スル者ヲ代表者トシテ待遇ス

第十二條 正會員ニシテ家族親戚朋友ヲ同伴參宮スルトキハ左ノ制限ニ依リ本人ニ準シテ待遇ヲナス

有功證牌佩用者

拾五名限

黃組總證牌佩用者

拾貳名限

紫組總證牌佩用者

八名限

紅紫組總證牌佩用者

五名限

紅組總證牌佩用者

參名限

第十三條 會員ハ神宮撤下ノ神寶ヲ拜觀スルコトヲ得但其場合ハ會員證牌又ハ事務所ノ證明書ヲ携帯スルヲ要ス

第十四條 本會ハ國家ノ隆盛ト會員及奇特者ノ安全ヲ祈ル爲メ毎年一月(一日午前內宮二日午前外宮)ニ於テ太々神樂ヲ奉納ス其席ニハ會員及奇特者ノ參列隨意トス

第十五條 正會員ハ參宮スル時其本人ニ限リ左ニ掲クル各驛ヨリ山田驛迄ノ鐵道ニ割引往復切符ヲ購求シテ乘車スルコトヲ得(一等二等三等トモ割引スルコトヲ得其有効期限ハ發賣ノ日ヨリ五日間トス)

草津、三雲、彦根、高宮、愛知川、八日市、日野水口、深川、湊町、網島、大佛、上野、栢植、關、龜山、名古屋、愛知、彌富、桑名、四日市、津、松坂、

割引切符ヲ購求スル者ハ必ス會員證牌ト勘合證トヲ其驛場ニ提示スルヲ要ス(證牌ヲ提示セサレハ勘合證ハ無効トナルヘシ)其勘合證ハ出途ノ際豫メ事務所若クハ其會員居住ノ地方ニ在ル本會委員部(道廳府縣廳又ハ郡市區町村役所内)ノ内ニ請求シテ受取宿所氏名月日等ヲ墨書スルヲ要ス

第十六條 會員及奇特者ハ總テ本會徵古館農業館ニ至リ無料縱覽スルコトヲ得但其場合ハ會員證牌又ハ證認狀ヲ提示スルヲ要ス

第十七條 會員ハ參宮ノ時本會事務所ヘ申出アルニ於テハ勉メテ便宜ヲ與フヘシ

# 重要漆器製造販賣問屋

宇治山田市河崎町

長岡村長四郎

企久保田五兵衛

仙村田仙右士門

宇治山田市岡本町

若井源助

片岡善兵衛

橋本佐兵衛

神 都 の 土 産

伊勢土産物 宇治橋際 風の宮

伊勢紙煙草入  宇治つぼや

(順はるい)

伊勢土産物 宇治橋詰 越中屋

伊勢紙煙草入 宇治三忠本店

伊勢物産

山田傘問屋

宇治山田市

村田西田

田村邊邊

新圓猶竹 八吉三郎

御注意

(往復はがきにて御申越あらば御試用分を進呈仕候)

先づ御試用の上良否を決定せられよ

本劑は腸及胃病の爲に十年廿年の歳月を経過し醫藥良劑の効驗なき長病重症も一ヶ月間服藥せば請合て全治せしめ病根を絶ち再發の憂なき根切藥なり

腸胃病根切請合藥

本劑は用藥後一時間を経過せば効驗の顯はるゝ保證藥にして如何なる長病重症と雖も三日半分を試用せば著しき輕快を覺ゆべし

定價七分

三拾錢

十四日分 五十錢

三十日分 壹圓

伊勢國宇治山田市田中中世古町

調劑所

岩下製藥所



神都の確實旅館料理店

●本館は土地高燥空氣清良にして山海の眺望に富み四時優遊の勝域を占む●本館は御宿泊來賓の御好みに随ひ和洋何れの御料理にても調進す  
 本館は御茶代一切申受けず  
 山田尾上町  
 和洋旅館 株式會社 五二會館

宇治山田市宇治

御料理  
 御旅館  
 すし久

五十鈴川の清流に臨み眺望絶佳

確實清潔(改正宿料五拾錢均一)  
 東洋館 上村屋  
 山田郡役所前(山田驛より八車賃五錢)  
 縣廳 郡役所 警察署 參宮鐵道 三重銀行、日本生命、明治生命、帝國生命、東京火災、酒造火災、明治火災等各保險會社各町村役場員の御用宿

御料理 東雲樓

御料理  
 山田 奧文

祖先は總行を積みし家 孝行鰻の名は夙に世に知られたり

神都の確實旅館

中等御旅館



本店 伊勢古市  
 支店 山田停車場前

油屋旅館

伊勢山田ステーション前

高千穂館

全 外宮前

北村屋甚藏

北村屋同店

●弊館は本館、支店、別荘百有餘の客室を有し私設電話の設備あり  
 ●弊館の信用良否は警官、神宮役員、鐵道係員、并に地方商家に御問合せの上御光來希上候

神都の確實旅館料理店

御旅館

神風館

宇治山田市大世古町

宇治山田市八日市場

和洋御料理  
旅館

與可樓  
中岡樓

宇治山田市岡本町

御料理

鮮

健

最も衛生に留意し新鮮の魚介と獨特の割烹と相待て各位の嗜好に投せんことを期す

各地確實旅館

旅館  
海水浴

松坂屋

伊勢香良洲浦

津市停車場前

旅館  
遠帆樓  
松坂屋

伊勢阿漕浦

御旅館  
千鳥館

神都の確實旅館料理店

旅館



大安

伊勢古市

御料理  
旅館

吸霞園

宇治山田市八日市場

本館は庭園廣くして運動場の設あり  
二見

松坂屋支店

海岸の風光頗る佳し

御料理

白塚屋

宇治山田市新道

御料理  
旅館

あさ吉

宇治山田市古市

弊館三層樓は朝熊山、神路山を一眸に集め眺望頗る宏濶なり

都 神 産 名 の 都 神

伊勢名物

宇治橋際

赤福餅

神路山焼

神都製陶所

主幹 氣賀太郎

宇治山田市

宇治山田市古市

御料理

くめ種

魚介新鮮割烹は都府に譲らず  
誠實と廉價は弊店の特色なり

館旅實確の都神

伊勢朝熊旅豆腐屋

山田停車場を距ること二里十二丁  
頂上まで凡十四丁

◎朝熊山は伊勢志摩の兩國境に跨り海拔一千七百尺頂上に  
勝峯山金剛證寺の巨刹ありて 結構雄偉金碧燦然たり山上  
より伊勢海を下瞰すれば盆地の如く遠く富嶽を望み十八  
ヶ國を一望の下に集め眺望の快活なる比類稀なり

伊勢 宇治 山田 市

御料理兼旅館

客室 清潔 雅

割烹 精進 料理

待遊 懇切 別業 燒酎 春亭

戸田屋

伊勢海角 朝日館  
二水屋 旅日館  
見浴館 事屋  
浦見館 (成落築新)

避暑凌寒の最好適地

(順はろい)

伊豆修善寺温泉

修善寺

東海道三島驛にて豆相鐵道に乗換四十分の後大仁驛より一里餘馬車七段入車十七段桂川の最上流に沿ひ庭園廣大清泉豊饒三湯あり邸内源泉三つ浴槽無數客舎十餘乃至登園半御報次第御案内書進呈

伊豆修善寺 温泉旅館

○前面桂川の清流に沿ひ當地第一の眺望、室内空氣流通自在避暑避寒最も宜し  
○内湯大同靈泉は大師大同二年の發見○胃腸病、子宮、レーマチス特效顯著數百年の世評也

伊豆 修善寺 温泉 旅館

家屋佳美 靜幽別莊あり  
あるかりえんたん  
さん泉及湯瀧むし  
ふろあり

園内に玉突等の遊技場設備あり

菊屋修治

柳家ホテル

養氣館

新井

○邸内源泉あつめ大湯は無二の名湯胃腸、レーマチス、子宮、等効顯著に的確なり(途中車夫米店御注意)  
●別邸に西洋料理玉突場あり

浅羽樓

各地確實旅館商舖

志州鳥羽本町

大阪屋 旅館



各國實業家 三重縣

御旅館 山川ホテル

諸大家指定 松坂町

弊館の光榮 弊館精製の老伴越の雪は明治十三年七月聖駕御巡幸の際 天覽に供し奉り畏くも淑賞被爲在敷十折調進の恩命を蒙りしより以來 兩陛下並に 皇太子殿下御用の恩命を辱うせしこと數回の光榮を有す

伊勢松坂中町

精菓舖 岡 惠

商號 柳屋 奉善

上列の如く弊館は莫大なる光榮を得て猶未だ安逸せず愈々益製造に精良を加へ勉めて廉價に四方諸君の御厚意に酬ひん事を期す茲に其名と實と違はざらんを知り給はんことを奉善謹て曰す

四日市停車場前

旅館 料理 十九村屋支店

電話特二〇五

各地確實旅館商舖

志州鳥羽本町

旅館 大阪屋



各國實業家 三重縣

御旅館 山川ホテル

諸大家指定 松坂町

弊館の光榮 弊館精製の老作越の雪は明治十三年七月聖駕御巡幸の際 天覽に供し奉り長くも叙賞被為在敷十折調進の恩命を蒙りしより以來 兩陛下並に 皇太子殿下御用の恩命を辱うせしこと數回の光榮を有す

伊勢松坂中町

精菓舖 岡 惠

商號 柳屋 奉善

上列の如く弊館は莫大なる光榮を得て猶未だ安逸せず愈々益製造に精良を加へ勉めて廉價に四方諸君の御厚意に酬ひん事を期す茲に其名と實と違はざらんを知り給はんことを奉善謹て曰す

四日市停車場前

旅館 料理 十九村屋支店

電話特二〇五

避暑凌寒の最好地

(順はるい)

伊豆修善寺温泉

伊豆

修善寺

東海道三島驛にて豆相鐵道に乗換四十の後大七驛より一里餘馬車七錢人車十七錢桂川の最上流に沿ひ庭園廣大清泉豊富三湯あり邸内源泉三つ浴槽無數客舎十三棟百室廣狹自在一日凡五錢乃至壹圓半御報次第御案内遊進也

柳家ホテル 新井 養氣館 別邸に西洋料理玉突場あり

伊豆修善寺温泉旅館

○前面桂川の清流に沿ひ當地第一の眺望、室内空氣流通自在避暑避寒最も宜し  
○内湯大同靈泉は大師大同二年の發見○胃腸病、子宮、レーマチス特効顯著數百年の世評也

浅羽樓

家屋佳美静幽別莊あり

伊豆 修善寺温泉 旅館

〔あるかりえんたんさん泉及湯瀧むしふるあり〕

菊屋修治

園内に玉突等の遊技場設備あり



數年難治の慢性胃病を根治し消化機能を強壯健全になす靈藥

# 胃病根絶

胃病の苦痛、腹脹、嘔吐、下痢、消化不良、食欲不振、貧血、神経衰弱、頭痛、腰痛、手足のしびれ、全身の倦怠、これらすべての症状を根治し、消化機能を強壯健全に回復させ、元氣を回復させる。本薬は、胃腸の蠕動を促進し、胃酸の分泌を調節し、腸管の蠕動を正常にする。また、胃腸の粘膜を保護し、炎症を抑え、潰瘍を治癒させる。本薬は、慢性胃腸炎、胃下垂、胃酸過多、胃酸不足、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がん、腸がん、肝臓病、胆石症、膵臓病、糖尿病、高血圧、動脈硬化、心臓病、脳血管障害、神経痛、腰痛、坐骨神経痛、手足のしびれ、全身の倦怠、これらすべての症状を根治し、元氣を回復させる。本薬は、胃腸の蠕動を促進し、胃酸の分泌を調節し、腸管の蠕動を正常にする。また、胃腸の粘膜を保護し、炎症を抑え、潰瘍を治癒させる。

**根絶** 胃腸の蠕動を促進し、胃酸の分泌を調節し、腸管の蠕動を正常にする。また、胃腸の粘膜を保護し、炎症を抑え、潰瘍を治癒させる。本薬は、慢性胃腸炎、胃下垂、胃酸過多、胃酸不足、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がん、腸がん、肝臓病、胆石症、膵臓病、糖尿病、高血圧、動脈硬化、心臓病、脳血管障害、神経痛、腰痛、坐骨神経痛、手足のしびれ、全身の倦怠、これらすべての症状を根治し、元氣を回復させる。本薬は、胃腸の蠕動を促進し、胃酸の分泌を調節し、腸管の蠕動を正常にする。また、胃腸の粘膜を保護し、炎症を抑え、潰瘍を治癒させる。



# 肉色白新薬

本薬は、近時佛國マリス貴紳淑女間に最新流行の發明劑にして如何程色黒き男女にても特別製**純白色**に變化し麗美の容顏を呈し、世に種々雑多の色白薬を用ひて奏効なき人は速に本劑を試み見れば、眼前に映れる特別なる奇効顯著の確證新劑は並製金以上專賣元 軒町拾九番地 **日新館藥房**

# 月やくおる

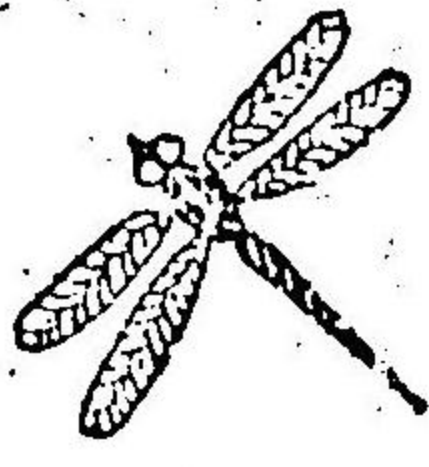
本劑は、月經不調、痛經、閉經、崩漏、赤白帶下、子宮寒冷、不孕症、貧血、神経衰弱、頭痛、腰痛、坐骨神経痛、手足のしびれ、全身の倦怠、これらすべての症状を根治し、元氣を回復させる。本薬は、子宮の蠕動を促進し、血液の循環を改善し、炎症を抑え、子宮の機能を正常にする。また、子宮の粘膜を保護し、炎症を抑え、子宮がんを予防する。本薬は、慢性子宮炎、子宮下垂、子宮頸がん、子宮体がん、卵巣病、糖尿病、高血圧、動脈硬化、心臓病、脳血管障害、神経痛、腰痛、坐骨神経痛、手足のしびれ、全身の倦怠、これらすべての症状を根治し、元氣を回復させる。本薬は、子宮の蠕動を促進し、血液の循環を改善し、炎症を抑え、子宮の機能を正常にする。また、子宮の粘膜を保護し、炎症を抑え、子宮がんを予防する。

**わきが** (症臭腋) **根治確證 新發見藥**  
 腋臭、手足の汗斑、皮膚の乾燥、かゆみ、皮膚炎、これらすべての症状を根治し、元氣を回復させる。本薬は、皮膚の乾燥を改善し、汗腺の機能を正常にする。また、皮膚の炎症を抑え、皮膚の機能を正常にする。本薬は、慢性皮膚炎、皮膚下垂、皮膚がん、皮膚癌、皮膚腫瘍、皮膚病、糖尿病、高血圧、動脈硬化、心臓病、脳血管障害、神経痛、腰痛、坐骨神経痛、手足のしびれ、全身の倦怠、これらすべての症状を根治し、元氣を回復させる。本薬は、皮膚の乾燥を改善し、汗腺の機能を正常にする。また、皮膚の炎症を抑え、皮膚の機能を正常にする。

神經衰弱ノ症狀原因病理歴史診斷及攝生法豫防法ヨリマツ  
 サ一シ食物療法海水浴氣候療法水治法温泉浴電氣療法藥劑  
 療法ニ至ル迄條件一切ヲ最平易ニ綿密ナル説明ヲ與ヘタリ  
 學生商家官員會社員技術員等繁忙ニシテ腦力ヲ多用スル人  
 ノ可必讀好著也

## 東京腦病院長後藤省吾先生述 版五 腦神經衰弱療法 全一冊

●紙數百九十四頁紙質精良  
 ●正價金三十錢 ●送料四錢 ●郵券代用一割増  
 ●賣捌所ハ各地重ナル書店ニアリ  
 東京市神田區鍛冶町八番地  
**發行所 交益社**



明治三十九年十一月一日印刷  
明治三十九年十一月七日發行

定價金貳拾五錢

著者

坂本廣太郎

東京市本郷區眞砂町三十七番地

發行者

松本米次郎

東京市神田區錦町三丁目二十五番地

印刷者

熊田敏

東京市本郷區本郷二丁目廿四番地

發行所

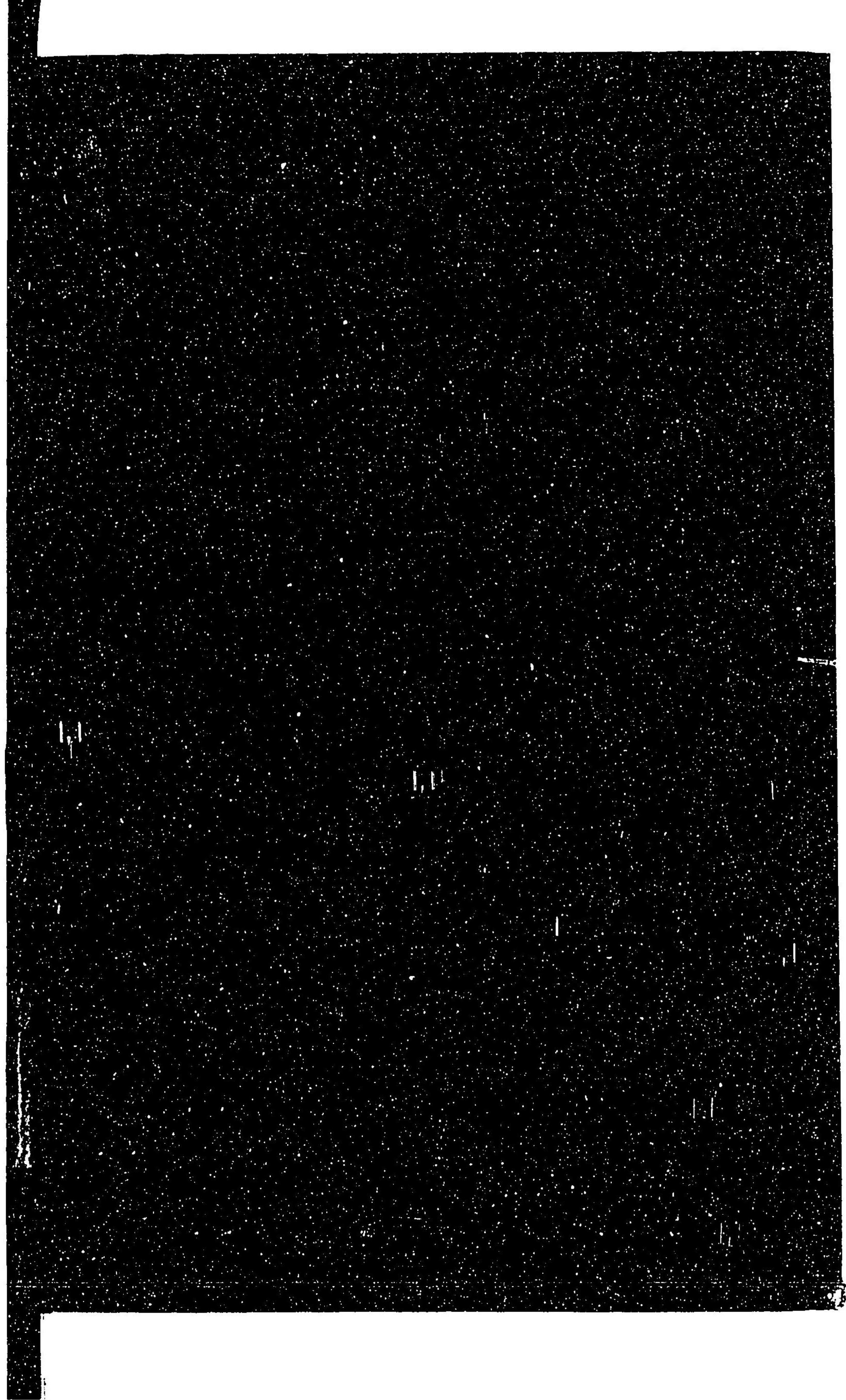
交益社

電話下谷八五九  
振替貯金口座四五七八





30  
499



30  
499

025177-000-4

30-499

伊勢参宮案内記

坂本 広太郎/著

M39

ADC-2571



